平成19年6月8日

決裁

改正 平成20年4月1日決裁 平成22年9月30日決裁 平成23年11月29日決裁 平成24年3月30日決裁 平成24年6月29日決裁 平成24年7月6日決裁 平成25年4月19日決裁 平成25年4月19日決裁 平成28年3月23日決裁 令和2年9月11日決裁 令和3年6月30日決裁

令和6年10月11日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、空家の利活用を促進するとともに、都市住民の移住を促進し、都市住民と地域住民との交流の場を増加させ移住者の知識、経験等を活かした新たな地域づくりによって地域力の向上を図るため、本市に移住する者に対し、予算の範囲内において飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、高山市補助金交付規則(昭和34年高山市規則第5号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(令6.10.11·一部改正)

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1) 都市住民 飛騨地域(高山市、飛騨市、下呂市及び大野郡白川村)以外に住民票を 有する者をいう。
  - (2) 住民登録 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する本市の住 民基本台帳に記録されていること(外国人住民にあっては、永住者の在留資格又は特 別永住者の資格をもって記録される場合に限る。)をいう。
  - (3) 対象地域 高山市全域をいう。

- (4) 移住 都市住民が永住の意思をもって本市に転入し、対象地域に5年以上継続して 住民登録をされ、かつ、生活の本拠を本市に置くことをいう。
- (5) 空家 居住を主たる用途として利用されていた一戸建て住宅で、利用されていない 状態となっているものをいう。
- (6) 借家等 本市に転入の際、対象地域において借り上げた空家、倉庫、車庫等をいう。
- (7) 家庭菜園用地 家庭菜園を行うための借家等の敷地又は小さな空き地をいう。

(平20.4.1・平24.7.6・平28.3.23・令6.10.11・一部改正)

(補助対象者)

- 第3条 補助対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  - (1) 移住する予定のため住民登録をした者で、住民登録をした日から1年を経過していない者(第12条第2項に規定する者を除く。)。ただし、東日本大震災等の避難者で、市が一時避難施設として提供している住宅、雇用促進住宅及び市が公表している民間が無償で提供する住宅を退去し、市内への移住を希望する者は、新たに市内に住宅を購入又は借上げした日から1年を経過していない者
  - (2) 借家等の賃借料、空家の取得費又は取得した空家の改修費を支払う者。ただし、賃借料又は取得費を支払う者にあっては、当該借家等又は空家に入居する者(借主又は取得者を含む。)の三親等内の者から賃借又は取得する者を除く。
  - (3) 地域住民との交流を積極的に図ることができる者
- 2 市長が委嘱する地域おこし協力員及び高山市へ派遣された集落支援員であって、移住する予定のため住民登録をした者については、任期の満了の日の翌日から1年を経過していない場合に限り、前項第1号の規定にかかわらず、空家取得費・改修費補助金の交付対象者とする。

(平20.4.1・平23.11.29・平24.3.30・平24.7.6・平25.4.19・平28.3.23・令6.10.11・一部改正)

(補助対象経費)

第4条 補助金の種類、対象となる経費、額及び交付期間は、別表第1のとおりとする。 ただし、補助対象経費の一部又は全部が、国、県又は市の制度による補助等の対象となる場合において、当該他の制度により補助等が行われる経費については、補助対象としない。

(平20.4.1・平24.3.30・平28.3.23・一部改正)

第5条 削除

(平20.4.1)

(事業計画の認定)

- 第6条 別表第1の空家取得費・改修費補助金の交付を受けようとする者は、飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業計画認定申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
  - (1) 見積書
  - (2) 建物各階の平面図
  - (3) 付近見取図
  - (4) 写真(住宅の外観及び改修箇所の写真)
  - (5) 求積図・求積表(住宅と併用する店舗、事務所等の用途がある場合のみ) (平24.3.30・追加、平28.3.23・一部改正)

(認定の基準)

- 第7条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、当該申請に係る事業計画が別表第1に掲げる補助対象経費の要件に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。
- 2 前項の認定は、第13条の補助金の交付を決定するものと解してはならない。
- 3 市長は、第1項の認定にあたり、必要があると認めるときは、当該事業の実施及び管理について必要な処置を講ずること及び補助金の交付の限度について条件を付すことができる。

(平24.3.30·追加)

(認定の通知等)

- 第8条 市長は、前条により事業計画の認定をしたときは飛騨高山ふるさと暮らし・移住 促進事業計画認定通知書(別記様式第2号)により、事業計画の認定をすることが不適 当と認めるときは飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業計画不承認通知書(別記様式 第3号)により、当該事業計画の認定の申請をした者に通知する。
- 2 前項に基づき認定を受けた事業計画に係る事業は、前項の規定による通知のあった日 以降でなければ着手することができない。

(平24.3.30·追加)

(事業計画の変更)

- 第9条 事業計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は事業計画を変更しようとするときは、飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業計画変更認定申請書(別記様式第4号)を提出し、市長の変更の認定を受けなければならない。ただし、総事業費の少額の変更など軽微な変更にあっては、この限りでない。
- 2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る変更後の事業計画が別表 第1に掲げる補助対象経費の要件に適合すると認めるときは飛騨高山ふるさと暮らし・ 移住促進事業計画変更認定通知書(別記様式第5号)により、変更後の事業計画が同表 に掲げる補助対象経費の要件に適合しないと認めるときは飛騨高山ふるさと暮らし・移 住促進事業計画変更不承認通知書(別記様式第6号)により、認定事業者に通知する。

(平24.3.30・追加)

(事業の中止及び廃止)

- 第10条 認定事業者は、第8条第1項の通知があった日以降において、認定を受けた事業計画に係る事業の中止又は廃止をしようとするときは、飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業中止(廃止)届(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の届を受理した場合は、飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業中止(廃止)届受理通知書(別記様式第8号)により中止又は廃止の受理通知書を交付するものとする。

(平24.3.30・追加)

(認定の取消し)

- 第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業計画の認定 を取り消すことができる。
  - (1) この要綱に定める事業計画の認定要件を欠くに至ったとき。
  - (2) 事業計画の認定に関し、偽りその他不正の行為があったとき。
  - (3) 認定を受けた事業計画と異なる事業を行ったとき。
  - (4) 市民としてふさわしくない非行等があったとき。
  - (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に事業計画の認定を取り消す必要があると認めたとき。

(平24.3.30・追加)

(交付申請)

第12条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる 期日までに、飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金交付申請書(別記様式第9 号。以下「申請書」という。) に、別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 借家等賃借料補助金 第3条第1項第1号に規定する要件を満たす期間内
- (2) 空家取得費・改修費補助金 第3条第1項第1号又は同条第2項に規定する要件を 満たす期間内で、かつ、補助対象経費の支払完了日から60日以内
- 2 申請者のうち前年度に借家等賃借料補助金の交付を受け、継続して補助金の交付を受けようとする者(以下「継続申請者」という。)は、飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金交付継続申請書(別記様式第11号。以下「継続申請書」という。)に借家等及び家庭菜園用地の賃貸借契約書の写しを添えて、年度当初に市長に提出しなければならない。

(平20.4.1・一部改正、平24.3.30・旧第6条繰下・一部改正、平28.3.23・一部改正)

(交付決定)

第13条 市長は、提出された申請書又は継続申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金交付決定通知書(別記様式第12号。以下「決定通知書」という。)により、補助金を交付することが不適当と認めたときは飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金不交付決定通知書(別記様式第13号)により申請者又は継続申請者に通知するものとする。

(平24.3.30・旧第7条繰下・一部改正)

(申請内容の変更)

- 第14条 決定通知書を受けた申請者又は継続申請者(以下「交付決定者」という。)は、申請書又は継続申請書の内容に変更が生じた場合は、飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金変更申請書(別記様式第14号。以下「変更申請書」という。)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、変更申請書の提出により、補助金の額又は補助金の交付期間を変更すべきものと決定した場合は、飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金変更決定通知書(別記様式第15号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(平24.3.30・旧第8条繰下・一部改正)

(交付請求等)

第15条 交付決定者は、次に掲げる期日までに、飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金交付請求書(別記様式第16号)に第4条に掲げる補助対象経費の支払いを証

明する書類(領収書の写し等)を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 借家等賃借料補助金 9月末日(4月分から9月分までの賃借料)又は3月末日(1 0月分から3月分までの賃借料)
- (2) 空家取得費・改修費補助金 交付決定後1か月以内
- 2 補助金の交付は、前項に規定するそれぞれの請求があった月の翌月の末日までに交付 決定者の希望する金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。
- 3 前項に規定する補助金の交付日が、第5土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)又は日曜日にあたるときは、その日の前において、その日に最も近いその月の第5土曜日、祝日法による休日又は日曜日でない日を交付日とする。

(平20.4.1・一部改正、平24.3.30・旧第9条繰下・一部改正、平28.3.23・一部改正)

(返環等)

- 第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金 の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 補助金の交付月から起算して5年経過する前に市外へ転出したとき。
  - (2) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。
  - (3) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。
  - (4) 市民としてふさわしくない非行等があったとき。
  - (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金返還命令書(別記様式第17号)により補助金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から2月以内に補助金の全額又は一部を返還しなければならない。

(平24.3.30・旧第10条繰下・一部改正)

(重複交付の禁止)

第17条 この要綱の規定により補助金の交付を既に受けている者は、新たにこの要綱による補助金の交付を受けることはできない。ただし、別表第1の借家等賃借料補助金の

交付を受けている者が、新たに同表の空家取得費・改修費補助金の交付を受けようとする場合を除く。

(平24.3.30・旧第11条繰下、令6.10.11・一部改正)

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

(平24.3.30・旧第12条繰下)

附 則(平成19年6月8日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の予算に係る補助金から 適用する。

(令和2年9月1日から令和4年3月31日までの特例)

2 令和2年9月1日以後に空家取得費・改修費補助金に係る事業計画認定書を提出し、 令和4年

3月31日までに事業が完了した者については、第4条本文の規定にかかわらず、補助 金の種類、

対象となる経費、額及び交付期間は、次の表のとおりとする。

補助金の種類	補助対象経費	補助金の額
空家取得費・	空家の取得にかかる費用。ただし、土地	取得費の2分の1以内の額で、1軒につ
改修費補助金	購入費は除く。	き100万円を超えない額。ただし、算
		出した補助金の額に千円未満の端数が
		あるときは、これを切り捨てるものとす
		る。
	取得した空家の改修にかかる費用(取得	改修費の3分の2以内の額で、1軒につ
	してから6か月以内に着手した改修にか	き133万3千円を超えない額。(空家
	かる費用に限る。)。ただし、市内に本	の取得にかかる費用について補助金の
	店、支店又は営業所を有する事業者(個	交付を受ける場合は、133万3千円か
	人事業者を含む。) に発注されるものに	ら当該補助金を除いた額を限度額とす
	限る。	る。) ただし、算出した補助金の額に千
	(1) 水回りの改修	円未満の端数があるときは、これを切り
	(2) 内装の改修(増築部分は除く。)	捨てるものとする。
	(3) 基礎部分の改修	
	(4) その他市長が認めるもの	

附 則(平成20年4月1日決裁)

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成22年9月30日決裁)

- 1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存ずるこの要綱による改正前の様式については、この要綱に よる改正後の規定にかかわらず、平成23年3月31日まで使用することができる。

附 則(平成23年11月29日決裁)

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日決裁)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の予算に係る補助金から 適用する。
- 2 この要綱の施行の日以後において、改正後の第6条の規定により事業計画の認定を受けようとする者が、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に当該事業計画に係る事業に着手した場合においては、改正後の第8条第2項の規定は適用しない。

附 則(平成24年6月29日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、従前の規定による帳票でその用紙の残存するものについては、そ の残存分に限り、修正して使用することができる。

附 則(平成24年7月6日決裁抄)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月9日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 3 施行日前に出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定により本市の外国人登録原票に永住者又は特別永住者として登録された者(以下「施行日前外国人登録者」という。)に対する第1条の規定による改正後の飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金交付要綱第3条の規定の適用については、同条第1号中

「住民登録をした者」とあるのは「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定により本市の外国人登録原票に永住者又は特別永住者として登録(以下「外国人登録」という。)をした者」と、「住民登録をした日」とあるのは「外国人登録をした日」とする。

附 則(平成25年4月19日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成25年度分の予算に係る補助金から適用する。 附 則(平成28年3月23日決裁)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月11日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和3年6月30日決裁)

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和6年10月11日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、同日以後の申請について適用する。

## 別表第1 (第4条、第6条、第7条、第9条関係)

(平20.4.1・追加、平24.3.30・平28.3.23・令6.10.

## 11・一部改正)

11.	11.一部以上)				
補助金の種類	補助対象経費	補助金の額	備考		
借家等賃借料補	  1  借家等の賃借料(業務用部分に係る	 賃借料の月額の合算額	補助金の交付を開始す		
助金	賃借料を除く。)	の3分の1以内の額で、	る月は交付申請のあっ		
	(2) 家庭菜園用地の賃借料	15,000円を超えな	た月からとし、36月		
		い額。ただし、算出した	を限度とする。なお、		
		補助金の額に千円未満	日割計算等による家賃		
		の端数があるときは、こ	の支払いがある場合		
		れを切り捨てるものと	は、その月の翌月から		
		する。	交付する。		
空家取得費・改	空家の取得にかかる費用。ただし、土地	取得費及び改修費の合			
修費補助金	購入費は除く。	計額の2分の1以内の			
	取得した空家の改修にかかる費用(取得	額で、1軒につき100			
	してから6か月以内に着手した改修に	万円(借家等賃借料補助			
	かかる費用に限る。)。ただし、市内に	金を交付されている場			
	本店、支店又は営業所を有する事業者	合においては、当該補助			
	(個人事業者を含む。) に発注されるも	金額を100万円から			
	のに限る。	差し引いた額。)を超え			
	(1) 水回りの改修	ない額。ただし、算出し			
	(2) 内装の改修(増築部分は除く。)	た補助金の額に千円未			
	(3) 基礎部分の改修	満の端数があるときは、			
	(4) その他市長が認めるもの	これを切り捨てるもの			
		とする。			

## 別表第2(第12条関係)

(平24.3.30・追加、平24.7.6・平28.3.23・一部改正)

補助金の種類	提出書類	備考
借家等賃借料補助金	 転入を証明する書類(住民票の写	入居者全員の住民登録地が確認できるもの
	L)	
	契約書等の写し	賃貸借契約書の写し

	確約書(別記様式第10号)	1 高山市への永住の意思について 2 地域住民との交流を積極的に図る意思 について 3 補助金の返還について
空家取得費・改修費補助	添付資料目録	添付資料項目一覧
金	転入を証明する書類(住民票の写 し)	入居者全員の住民登録地が確認できるもの
	契約書等の写し	工事請負契約書及び不動産売買契約書、支
		払いを証する書類
	完成写真	建築物の外観、改修箇所等の完成写真
	不動産登記事項証明書	※登記事項要約書でも可
	確約書(別記様式第10号)	1 高山市への永住の意思について
		2 地域住民との交流を積極的に図る意思
		について
		3 補助金の返還について